

加入者の皆様へ

ダイワボウ健康保険組合

各種申請書の押印廃止について

令和2年12月25日に厚生労働省保険局長通知により、健康保険手続きにおける届出書類において、事業主等の押印が不要になりました。

つきましては、当健康保険組合への申請書類に関しても原則下記2.を除いて押印が不要となりますので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 不要とする押印

- ① 事業主印 ② 社会保険労務士の印 ③ 被保険者(被扶養者)の印
- ④ 受取代理人の印 ⑤ 医師・助産師による意見書の印

* 訂正印も原則不要となります。訂正する場合は訂正箇所を二重線で抹消し正しい内容と証明者の氏名(サイン)をご記入ください。

2. 引き続き押印が必要な書類

- ① 「出産育児一時金請求書」、「標準負担額減額認定申請書」等の市区町村長の証明印
- ② 扶養認定の際の被扶養者の証明書類(「退職証明書」、「給与(見込)証明書」の事業主印、「在学証明書」の学校印等)
- ③ 第三者行為の求償における添付書類(「事故発生状況報告書」、「交通事故証明書」、「同意書」等損保会社へ提出が必要なもの)の被保険者の印
- ④ 開示請求手続きにおける被保険者(または遺族)と任意代理人の間で取り交わす委任状の印
- ⑤ 「始末書」の被保険者印

3. その他

ホームページに掲載している各種届出書類については、順次変更予定ですが、変更までは現行の届出書類をご使用ください。印欄があっても押印は不要ですが、押印されていても差し支えありません。

必要により、書類の真正性を別途確認(電話やメール等による確認、追加書類の提出依頼等)させていただくことがありますので何卒ご了承ください。

以上